



令和6年度 放課後児童クラブ 利用申し込みの受け付け



問い合わせ 生涯学習課 ☎285680

放課後児童クラブでは、放課後、保護者などが仕事などの事情により家庭にいないため、生活指導が難しい児童の健全育成を行っています。4月から利用を希望する方は、受付期間内に申し込みをしてください。

申し込み多数の場合は、低学年と特別な配慮が必要な高学年の児童を最優先にした上で、緊急度の高いと考えられる児童から受け入れますので、利用できないこともあります。あらかじめご了承ください。

なお、夏休み期間のみの利用申し込みの受け付けは、6月上旬に行う予定です。

対象

市内小学校新1～6年生
※長期休暇以外の利用は、在職証明書の勤務時間が、低学年は15時以降、高学年は16時以降になります。

ひかり児童クラブ（大竹小学校敷地内）、みどり児童クラブ（小方学園敷地内）、あすなろ児童クラブ（玖波小学校敷地内）

申込受付期間

1月5日（金）～26日（金）
9時～17時15分

申し込み

生涯学習課、各放課後児童クラブ、総務学事課、福祉課、玖波栄公民館、アゼリアおおたけに備え付けの利用申込書（市ホームページにも掲載）に必要書類（在職証明書など）を添えて、生涯学習課（総合市民会館内）へ。

○書類確認などを行うことがあるため、必ず日中連絡のとれる電話番号を申込書に記入してください。
○受付期間外の申し込みや書類に不備がある場合は、申請を受け付けることができません。

○必要書類の提出が遅れる場合は、事前に生涯学習課に相談してください。

利用の決定

書類審査により決定し、3月上旬～中旬に通知します。（個別面談により利用の可否を決定する場合もあります）

経済的な理由で就学が困難な児童生徒の保護者に、学用品などの費用を援助する制度があります。

対象 次のいずれかに該当する方

①生活保護を受けている
②生活保護が停止、または廃止になった
③市民税が非課税または減免、個人事業税が減免、固定資産税が減免（家屋新築による減額ではありません）

④国民年金の掛け金が免除された
⑤国民健康保険料の減免または徴収猶予された
⑥児童扶養手当を受給している（児童手当ではありません）

⑦生活福祉資金の貸し付けを受けている
⑧雇用保険の失業給付を受けている
⑨経済的に就学が困難である
※⑨は、生活保護法に準じて計算した収入認定額が需要額の1・24倍以下が対象です。

学用品などの費用を援助

就学援助制度

の場合は一部）が援助費として支給されます。

※変更する場合があります。

○学用品費 学習に直接必要なもの
○校外活動費 参加するために直接必要な見学料、交通費など

○新入学児童生徒学用品費など 新入学に要するもの（新小学1年・新中学1年を対象に入学前の3月中旬ごろに支給します）

○修学旅行費 修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費など
○医療費 学校において治療の指示を受けた場合、その治療に要する医療費

○オンライン学習通信費 家庭でのオンライン学習に用いる通信費の一部（持ち帰り学習を実施する学年・期間のみ）
申請受付期間 1月4日（木）～2月9日（金）

問い合わせ 総務学事課 ☎59-2185

※期間以降も随時受け付けていますが、認定月が遅れる場合があります。必要書類の提出が遅れる場合は相談してください。また、令和5年度分申請は随時受け付けています。

提出先 総務学事課または就学（予定）先の小・中学校

「青少年の非行・被害防止」「社会を明るくする運動」 作文・ポスター・標語コンテスト表彰

問い合わせ 市青少年非行防止実行委員会（生涯学習課内） ☎285680



作文の部

大竹市長賞

小方中学校3年 山田 桜帆さん
「『温かい町大竹』であるために」

大竹警察署長賞

玖波中学校3年 井上 友里さん
「誹謗中傷が奪うもの」

標語の部

大竹市教育長賞

小学校中学年の部

大竹小学校3年 岸下 咲玲奈さん
「ほんとうに やっていいか かんがえて」

小学校高学年の部

小方小学校6年 川村 優依さん
「見ているよ だれかがあなたの その行い」

中学生の部

小方中学校3年 川戸 愛美さん
「その投稿 個人情報 大丈夫？」

大竹地区更生保護女性会長賞

大竹小学校4年 玉乃井 詩音さん
「ありがとう そのやさしさに 笑顔さく」

大竹市防犯連合会長賞

小方小学校6年 三分一 桜さん
「ありがとうは 心をつなぐ まほうの言葉」

大竹地区保護司会長賞

大竹中学校2年 佐伯 優菜さん
「助け合い 自然と生まれる 良い地域」

11月28日に、コンテストの表彰式が行われ、児童・生徒の皆さんに表彰状が手渡されました。

ポスターの部



大竹市防犯連合会長賞

大竹中学校3年

大加瀬 華己さん

「薬物をやると戻れない」

また併せて、公益社団法人広島県防犯連合会主催の「令和5年防犯ポスター・防犯作文コンクール」の表彰伝達が行われました。

ポスターの部

最優秀賞

大竹中学校2年

渡邊 明佳さん

「心の傷は治らない」

作文の部

優秀賞

小方中学校3年

原田 乃愛さん

「詐欺から大切な人を守るために」

秋のこどもまんなか月間関連事業

学校選択結果

問い合わせ

総務学事課 ☎59-2185

令和6年度に入学する予定の児童・生徒が対象の、入学したい学校が選べる「学校選択制」の申し込み結果は、いずれの学校も定員を超えなかったため、抽選を実施しませんでした。

なお、希望校の受け入れが可能な場合は、市外から転入した方でも学校選択の申請ができますので問い合わせてください。

指定校変更・区域外就学

学校選択制の他に、別の学校に就学できる制度があります。

○指定校変更

市内で、学校区外に住所を移した場合（【例】大竹小学校区の新町地区から小方小学校区のの小方地区へ）、原則転校する必要がありますが、引き続き通学している学校に行くことができる制度です。

また、いじめなど、教育上の諸問題でお悩みの場合でも申請することができます。

○区域外就学

市外に住所を移した場合、転校する必要がありますが、学期途中であれば学期末まで、また最終学年（小6、中3）であれば卒業までなど、引き続き通学している学校に行くことができる制度です。

なお、いずれの制度も通学などは、保護者の責任でお願いします。

学校選択希望申請結果

（令和5年11月30日現在）

○小学校

	1年
玖波	0
小方	3
大竹	4

○中学校

	1年
玖波	2
小方	3
大竹	2



副業や投資に関する情報商材（注）のトラブルに関する相談が依然として寄せられています。特に20歳代の若者の場合、支払いのために借金をさせられるケースが多くみられ、最近の相談事例では、「トラブルの流れ」のような手口が目立っています。

（注）副業や投資などで高額収入を得るためのノウハウ等と称して販売される情報のこと



正義の味方
引っかからないカモくん

【相談事例】

・副業の高額サポート契約を勧誘され、お金がないと断ると、遠隔操作アプリを通して借金の仕方を指南された

・遠隔操作アプリで画面共有をしながらFXの自動売買ツールのプラ

ンの勧誘を受け、そのまま借金の申請も誘導された

【トラブル防止のポイント】

・「簡単に稼げる」という広告をうのみにしないようにしましょう。

・借金してまで契約しないようにしましょう。

・遠隔操作アプリは安易にインストールしないようにしましょう。

・遠隔操作などで貸金業者サイトに登録してしまったら、IDやパスワードを変更するなど悪用されないための対策をとりましょう。

・不安に思った場合やトラブルに遭った場合は、消費者ホットライン「188」に相談しましょう。

【情報セキュリティ安心相談窓口】

遠隔操作アプリをインストールしてしまったときの対応など、端末に関する技術的な点についてアドバイスを求める場合は、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の相談窓口にご相談しましょう。相談の際の注意事項や関連情報などはホームページに掲載されています。

電話番号…03-5978-7509（10時～12時・13時～16時（土・日曜日、祝日・年末年始を除く））

メールアドレス…anshin@ipa.go.jp



相談窓口はこちらから
ご覧ください。

20歳代が狙われている!?

消費者
シリーズ
No.272

遠隔操作アプリを悪用して借金をさせる副業や投資の勧誘に注意

問い合わせ

◆市消費生活センター（産業振興課内） ☎57-3236
【相談日】火・金曜日（祝日・年末年始を除く）9時～12時・13時～16時
◆消費者ホットライン ☎188（泣き寝入りイヤヤ）

（国民生活センター報道発表資料2023年6月7日より）

トラブルの流れ

①副業サイトやSNS 広告を見て副業や投資に興味を持ち、登録する

「〇〇するだけ!」
「最短〇分」



②数千円程度の情報商材を購入する



③「説明に必要」と言われて資料共有のために遠隔操作アプリをインストールする

遠隔操作



④画面共有での説明中にサポートプランを勧誘され、「お金がない」と断ると、貸金業者から借りるように言われる

「簡単に稼げる!」
「すぐ元が取れる!」



⑤画面共有をしたまま、相手から指示を受けてオンラインで貸金業者から借金をさせられ、事業者が勝手に引き出す



⑥聞いた通りには儲からず、借金が残る



イラスト:消費者庁イラスト集より

障害のある人たちが作ったモノ、身近に。

@つと(あつと)ひろしま!

つながるキャンペーン

問い合わせ

キャンペーン事務局（県就労振興センター）
☎082-252-3100

障害のある方が一つ一つ丁寧に作ったお菓子や食品、雑貨などをたくさんの方の手に取ってもらえるように、オンライン特設サイトで、期間限定で販売します。

キャンペーンの実施により、障害のある方や障害者福祉事業所への理解を深め、障害のある方の自立や社会参加の促進を図ることを目的としています。

実施期間

1月17日(水)～2月12日(月・祝)



キャンペーンサイトは
こちらから
（1月17日(水)から開設）

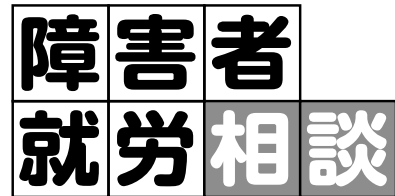
取扱商品

県内の事業所の『春』をテーマに企画した雑貨・日用品や、菓子・食品の詰め合わせセット

送料・プレゼント

○2千円以上購入の場合、送料無料
○雑貨購入者限定で、合計30人に抽選でプレゼントが当たります。

障害がある方で就労を希望される方の相談を受け付けます。
予約制のため、前日までに電話で申し込んでください。



と き	1月11日(木)10時～12時	と ころ	市役所
申し込み／ 問い合わせ	広島西障がい者就業・生活支援センターもみじ ☎0829-34-4717		

20歳になったら国民年金 保険料の納付は、 PayPayなどの電子決済でも可能

年金
のはなし
No.327

問い合わせ
広島西年金事務所 ☎082-535-1505
保健医療課 ☎59-2141

国民年金は、国が運営する公的年金制度です。日本国内に住所がある20歳から60歳までの全ての方に加入が義務付けられています。

号通知書などが、それぞれ郵送されます。（離職などで国民年金に加入する場合は、手続きが必要です）

また、社会保険に加入中の会社員や公務員の方は「第2号被保険者」、第2号被保険者に扶養されている配偶者の方は「第3号被保険者」に該当し、勤務先での手続きとなります。

保険料の納付は電子決済も可能

国民年金保険料は、納付書、口座振替、クレジットカード、Pay-easyなどによる納付に加え、新たにスマートフォンアプリを使用した電子（キャッシュレス）決済での納付が可能です。

【対象決済アプリ】

auPAY・d払い・PayB・PayPay・LINE Pay・楽天Pay

保険料の納付が難しい方は 納付の猶予・免除の申請を

学生やアルバイトなど、収入が少ない方で、保険料の納付が困難な場合は、申請により納付の猶予・免除を受けることができます。

申請をせず未納になっていると、将来もらえる年金が少なくなったり、「万が一」のときのサポート（障害基礎年金・遺族基礎年金）が受けられなくなったりしますので注意してください。